

訴 状

(本 文)

令和 8 年 5 月 29 日提出

名古屋地方裁判所 御中

事件

添 付 資 料 等

委任状

書証の写し

訴訟物の価格

貼用印紙額

予納郵券

被 告

〒466-0005 名古屋市昭和区雪見町 2-5-10

三輪 康

〒511-0814 三重県桑名市松並町 1-24-1

新井 信治

〒496-0038 津島市橘町 2-71-1

井桁 清和

〒463-0090 名古屋市守山区瀬古東 3-2029

佐藤 志貴

〒464-0032 名古屋市千種区猫洞通 3-2-5

平岡 道郎

〒511-0911 三重県桑名市大字額田字堤外 1622

高阪 雅裕

〒483-8086 江南市高屋町大松原 126

長尾 学

〒511-0923 三重県桑名市大字桑部 1023 番地 24

新井 昌治

〒466-0005 名古屋市昭和区雪見町 2-5-10

三輪 茂代

請求の趣旨

1. 被告らは、連帯して、原告 A に対し、金 134 万 4775 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年 3 分の割合による遅延損害金を支払え。
2. 被告らは、連帯して、原告 B に対し、金 134 万 4775 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年 3 分の割合による遅延損害金を支払え。
3. 被告らは、連帯して、原告 C に対し、金 134 万 4775 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年 3 分の割合による遅延損害金を支払え。
4. 被告らは、連帯して、原告 D に対し、金 134 万 4775 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年 3 分の割合による遅延損害金を支払え。
5. 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者について

- (1) 原告創業者（以下「原告創業者」と呼ぶ。）は、昭和 51 年 7 月 1 日、権利能力なき社団である訴外医療共済会を設立した。

訴外医療共済会は、歯科医師を会員として、同会運営のための会費を募り、保険料を徴収して、保険代理店に徴収した保険料を交付し、当該保険代理店が委託を受けた保険会社と医療共済会会員の間の保険契約締結の代理または媒介を行うという一連の過程の中にある団体である。

- (2) 訴外医療共済会は、権利能力なき社団であるが、理事の選任方法その他を定めた簡易な会則を有している（甲 1）。

- (3) その後、以下に述べる不正な方法で、訴外医療共済会の設立者である原告創業者を会長の職から追い落とし被告らが理事長、理事等として訴外医療共済会の運営を独裁し、法的には、会員個々に総有的に帰属している同会の財産を私するようになった。

被告三輪康は訴外医療共済会の元理事長、被告新井信治は、前の理事長、被告井桁清和（以下「井桁」と呼ぶ。）は、現理事、被告佐藤志貴（以下「被告佐藤」と呼ぶ。）は、現理事、被告平岡道郎（以下「被告平岡」と呼ぶ。）は、現理事、被告高阪雅裕（以下「被告高阪」と呼ぶ。）は、現理事長、被告長尾学（以下「被告長尾」と呼ぶ。）は、現理事、被告新井昌治は現在は、訴外共済会の関連団体である訴外株式会社エーアンド・エム（以下「エーアンド・エム」と呼ぶ。）の元取締役（甲 2）、被告三輪茂代は、同社の現取締役である（甲 3）。

- (4) 訴外エーアンド・エムは、商業登記上は、損害保険代理業などを目的とし、保険代理店を業とする株式会社であるが、その役員らは、訴外医療共済会を支配する被告三輪康、被告新井信治らの親族等、身内のものであり、営業活動をしている実態はない。訴外医療共済会の会員は、この事実を知らされていない。

本来であれば、保険代理店として、委託を受けた保険会社から手数料を支払われるべき会社であるが、営業活動の実態のない藁人形会社であるため、保険会社からの代理店手数料は、実際上は、訴外医療共済会を

支配している原告三輪康らが領得するところとなっている。訴外医療共済会の会員は、この事実も知らされていない。

- 2 平成元年6月から同年9月までの4ヵ月間に、被告三輪康と被告新井信治は、両氏の歯科医院に原告創業者を呼び出し、原告創業者を訴外医療共済会から排除しようと迫った。原告創業者は、被告新井信治の人間性に疑問を持っていることを述べたところ、両者は、被告新井信治を認められないなら、手切れ金として金1億円を支払えと強要した。原告創業者は、金2000万円しか支払えないと主張したところ、両氏は、最低でも5000万円を支払えと再三の脅迫行為を行った。その際に、被告三輪康がメモとして残したものが甲4号証である。メモ書き（甲4）には、両氏と原告創業者との間で出た5000万円、2000万円の金額の記載が見られる。

- 3 訴外医療共済会の会則では、たとえば、理事は、立候補した会員の中から総会の議決によって決める等となっているが（甲1）、被告三輪康、被告新井信治は、訴外医療共済会の団体事務所の鍵を無断で交換し、団体の所持する書面や備品等を事実上で独占的に支配するようになり、理事長や理事の職を自称し、自らの親族や身内の者を理事に付け、藁人形会社であるエーアンド・エムも会社役員を同様にして支配した。

なお、現在、訴外医療共済会の会員数は、2800人程度であると思われるが、その正確な数字は、被告らが秘して公開しないため不明な点がある。

- 4 代理店手数料について

被告らは、共謀して、訴外医療共済会の会員に知らせることなく、被告三輪康や被告新井信治の親族・身内の者が役員であるエーアンド・エムを指定代理店とし、同社に支払われる代理店手数料を領得している。その金額は、毎年2億円ほどに達しており、ここ10年間の合計は20億円になる。これらの手数料は、被告らが独占するものではなく、訴外医療共済会が権利能力なき社団であることから、個々の会員に一旦は総有的に帰属し、最終的には、個々の会員に分配されるべきものである。被告らは藁人形会社であるエーアンド・エムを利用し、本来は、各会員に分配しなければならない代理店手数料相当額を違法に領得している。

5 団体の剰余金について

訴外医療共済会は、権利能力なき社団であり、剰余金が発生すれば、それは、個々の会員に、毎年還元されるべき金員である。

平成元年から同 19 年までの間における剰余金累計試算は、金 24 億 1905 万円であるところ（甲 5）、訴外医療共済会の東海財務局への報告によると剰余金残高が金 6 億 6011 万円となっており、その差額である金 17 億 5894 万円が不足している。かかる不足金は、訴外医療共済会を自由勝手に運営できる被告らが共謀して、違法に領得したことが明らかである。

6 被告らは、訴外医療共済会の会員に無断で、その権能もないのに、共謀して、同会の資産にて投資行為を行い、現在、総額で金 643 万 1470 円の損失が発生させている（甲 6）。甲第 6 号証は、別訴において、被告らが提出した書面である。かかる損失は、会員の総有的な財産である訴外医療共済会の資産を会則で認められていない投資行動に利用した結果、違法に発生させたものであるから、被告らが各会員に損失賠償すべき義務がある。

7 以上より、被告らは、上記 4 項乃至 6 項の故意又は重大な過失に基づく違法な行為によって、総額 37 億 6537 万 1470 円（＝20 億円＋17 億 5894 万円＋643 万 1470 円）の損害を会員に被らせた。したがって、被告らは、連帯して、会員一人あたりに対して、金 134 万 4775 円（ $\div$ 37 億 6537 万 1470 円 $\div$ 2800 人）の損害賠償義務がる。

また、原告創業者は、歯科医としての会員ではないが、被告らが違法な方法によって訴外医療共済会を乗っ取るようなことをしなければ、原告創業者は、創業者として、得られた利益は、かかる会員ひとり当たりの賠償額 134 万 4775 円を下回ることはないものと考えられる。

8 よって、原告らは、被告らに対して、連帯して、原告 A、原告 B、原告 C 及び原告 D に、それぞれ金 134 万 4775 円ずつ及びこれらに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで 3 分の割合による遅延損害金を支払うことを求める。

- 9 なお、訴外医療共済会は、団体保険の更改日が毎年7月1日であるため、更改日前の6月中に、会員に本件訴訟を周知できるようにする等のために、本年5月中に訴えを提起をする必要があり、早急に訴訟提起を進めたため、訴状に関して不備な点が有り得るが、適宜、訂正、修補正していく所存である。